

改正

平成19年10月1日訓令第19号

平成20年3月27日訓令第8号

只見町障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し日常生活用具を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障がい者等」とは、町内に居住地を有する障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく障害者及び障害児をいう。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

(1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者の欄に掲げる障がい者等又は只見町長（以下「町長」という。）がこれに準ずる者として認めた者とする。

(2) 用具の貸与の対象者は、前号に掲げる障がい者等であって、市町村民税非課税世帯に属するものとする。

(申請)

第4条 用具の給付等に要する費用の助成を受けようとする障がい者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障がい者等を現に保護する者をいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、只見町日常生活用具給付（貸与）申請書（別記第1号様式）を町長に提出するものとする。

(調査)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、只見町日常生活用具給付（貸与）調査書（別記第2号様式）を作成し、給付等の要否を決定するものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときには、只見町日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、只見町日常生活用具給付（貸与）券（別記第4号様式。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第7条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた障がい者等又はその保護者は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(用具の貸与)

第8条 第6条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた障がい者等又はその保護者は、町長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 前項の規定による用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに町長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

第9条 第6条第1項の規定により用具の給付等の決定を受けた障がい者等又はその保護者（以下「給付等決定者等」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に支払うものとする。

2 用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、その負担能力に応じて、必要な用具の購入に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。

3 費用を支払う額の基準は、費用の1割（端数切捨て）とし、その月額上限負担額は、下記の一覧のとおりとする。

課税状況	月額上限負担額
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	1,100円
市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	2,250円

市町村民税所得割課税世帯	2,900円
所得税課税世帯	37,200円

4 障がい者等が世帯主又はその世帯の最多収入者の場合は、該当する給付等決定者等負担金の2分の1（円未満切捨て）とする。

5 世帯の範囲は、絶対的扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項）の範囲とする。
（業者への支払い）

第10条 町長は、業者から用具の給付等に要した費用の請求があったとき（給付の場合は、給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付等に要した費用は、別表の基準額の欄に定める額を限度額とする。ただし、緊急等の理由により障がい者等が直に業者から購入した場合、その購入物及び金額等必要事項が明記された領収書にて、償還払いの申請を行うことができるものとする。

（貸与の取消し）

第11条 町長は、用具の貸与を受けた者（以下「用具貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、貸与を取り消すものとする。

- （1） 第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- （2） 障がい者等でなくなったとき。
- （3） 障がい者等が死亡したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、只見町日常生活用具貸与取消通知書（別記第5号様式）により用具貸与者に通知するものとする。

（排泄管理支援用具の特例）

第12条 町長は、障がい者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- （1） 暦月を単位として2月ごとに給付券1枚とし1度に4箇月分交付することができる。
- （2） 第9条に規定する費用の負担については、給付券1枚につき2月に必要とする排泄管理支援用具に相当する給付額について行うこと。

（再給付等の決定）

第13条 町長は、既に給付等を受けている用具と同一の用具の再申請に係る申請については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例により当該用具の対応年数

を勘案のうえ再給付等の決定を行うものとする。

(譲渡等の禁止)

第14条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第15条 町長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(台帳の整備)

第16条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、只見町日常生活用具給付（貸与）台帳（別記第6号様式）を整備するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 只見町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成3年只見町訓令第3号）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によってした処分、手続き、その他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定があるときは、この要綱によってしたものとみなす。

附 則（平成19年10月1日訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日訓令第8号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行し、改正後の只見町障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱第10条ただし書きの規定については、平成19年3月1日から適用する。

別表（第3条、第10条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額（円）
----	----	-----	----	--------

介護・訓練用 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい者（児）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものの	154,000
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は 2 級を含む。）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）。ただし、原則として 3 歳以上の者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として 3 歳以上の者	身体障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を	介助者が身体障がい者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000

		要する者。ただし、原則として学齢児以上の者		
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	介護者が身体障がい者（児）を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児で原則3歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児で原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等のできる器具を備えたもの	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障がい者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもので手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,950
	T字状・棒状のつえ	平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障がい者（児）。	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	4,460

		ただし、原則として学齢児以上の者		
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障がい者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障がい者（児）。又は、重度又は最重度の知的障がい者（児）若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	12,160	
特殊便器	上肢障害２級以上の身体障がい者（児）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得	151,200	

		難な者。ただし、原則として学齡児以上の者	るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	
	火災警報器	障害等級２級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であってそれぞれ	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500
	自動消火器	れ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700
	電磁調理器	視覚障害２級以上の視覚障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齡児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	7,000
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の聴覚障がい者（児）で聴覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400
在宅療養等	透析液加温	腎臓機能障害３級以上の	透析液を加温し、一定温度	51,500

支援用具	器	身体障がい者（児）。ただし、原則として3歳以上の者	に保つもの	
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	36,000
	電気式タン吸引器			56,400
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児）		17,000
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	9,000
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障がい者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	18,000
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障がい者（児）又は言語を発することが困難な知的障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者（児）又は言語を発することが困難な知的障がい者（児）が容易に使用し得るもの	98,800
	情報・通信支援	上肢機能障害2級又は視	障がい者向けのパーソナ	100,000

援用具	覚障害 2 級以上の身体障 がい者（児）	ルコンピューター周辺機 器や、アプリケーションソ フト 上肢機能障害者（児） イ ンテリキー、ジョイスティ ック等 視覚障害者（児） 画面拡 大ソフト、画面音声化ソフ ト等	
点字ディス プレイ	視覚障害及び聴覚障害の 重度重複障害を有する（原 則として視覚障害 2 級か つ聴覚障害 2 級以上）身体 障がい者であって、必要と 認められる者	文字等のコンピュータの 画面情報を点字等により 示すことのできるもの	383,500
点字器	視覚障害 2 級以上の視覚 障がい者（児）。原則とし て学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易 に使用し得るもので次の とおりとする。 （1） 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 （2） 携帯用 ア 片面書アルミニウ ム製 イ 片面書プラスチック製	10,400 6,600 7,200 1,650
点字タイ プライター	視覚障害 2 級以上の視覚 障がい者（児）で就労若し	視覚障がい者（児）が容易 に使用し得るもの	63,100

		くは就学している者又は 就労が見込まれる者		
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	85,000	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	99,800	
視覚障がい者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000	
盲人用時計	視覚障害２級以上の視覚障がい者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	13,300	

		として学齢児以上の者		
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するため、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者（児）等が容易に使用できるもの	71,000	
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	88,900	
人工喉頭	喉頭摘出者	（１） 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化し得るもの	8,100	
		（２） 電動式 顎下部等に当てた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き	70,100	

		構音化するもの	
福祉電話（貸与）	聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障がい者等又は外出困難な身体障がい者（原則として２級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障がい者等又は身体障がい者が容易に使用し得るもの	83,300
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯	聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの	7,700
視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障がい者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本文字表記法に基づき、入力した文章の自動的な点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点	1,030,000

			字文書の作成及び音声化 ができるもの	
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造 設者	(1) 蓄便袋 (2) 蓄尿袋	月額 8,858 月額 11,639
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等に よりストマ装具の使用が 困難な者、3歳以上の者で 高度の排便若しくは排尿 機能障害の者又は脳原性 運動機能障害かつ意思表 示困難な障がい者	紙おむつ、洗腸用具、サラ シ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000
	収尿器	高度の排尿機能障害		男性用 普通型 7,700 簡易型 5,700 女性用 普通型 8,500 簡易型 5,900

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

只見町日常生活用具給付（貸与）申請書

年 月 日

只見町長

居 住 地
申請者

氏 名 ㊦

対象者との続柄（ ）

電話番号（ ）

只見町障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

（該当する申請の種類に○を付けてください）

- 申請の種類 ・ 只見町役場保健福祉課から納入業者へ注文する代理受領方式による申請
・ 領収書を添付しての償還払い申請

記

対 象 者	氏 名			生年月日		
	居 住 地					
	障 害 者 手 帳				号	交付
	障 害 名				障害 等級	
給付（貸与）を希 望 す る 理 由						
給付（貸与）を受 けたい用具の名称				希望する形式 規 模 等		
給付（貸与）上、 特に希望する事項						
納入希望業者名						
世帯範囲の特例に 関 す る 認 定		☐ 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。				
償 還 払 い 時 の 支 払 方 法	金融機関名	本・支店名	口座名義人 (フリガナ)		種類及び口座番号	
備 考						

- 注 1 償還払いの申請を行う場合は、その購入物及び金額等必要事項が明記された領収書を添付すること。
2 様式中、給付又は貸与の字句は、不要の方を抹消すること。

第2号様式（第5条関係）

只見町日常生活用具給付（貸与）調査書

① 申請書受付番号 及び受理年月日	第 年 月 日	② 申請者 氏 名		③ 対象者との 続 柄		
④ 対 象 者	氏 名			生年月日	年 月 日	
	居 住 地					
	障害者手帳番号	第 号	障 害 名		障害等級	
⑤ 世 帯 状 況	氏 名	対 象 者 との続柄	課税区分	市 区 町 村 民税所得割	市 区 町 村 民 税 非 課 税 者 収 入 状 況 等	備考
				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
				円	円	
⑥ 世帯区分						
⑦ 住まいの 状 況	1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾・否)		⑧ 給付(貸与)後 の介護の状況	1 日常生活基本動作の獲得、維持又は向上が期待できる 2 給付等しても他人の介助が必要である 3 その他 ()		
⑨ 給付(貸与)の 要 否	1 要 2 否	要否の理由				
⑩ 給付(貸与)する 用具名(型)						
⑪ 見 積 価 格 円	⑫ 申請者が支払うべき額 円		⑬ 公 費 負 担 予 定 額 円			
⑭ そ の 他 特 記 事 項						
年 月 日 調査員 氏 名 ㊟						

注 1 給付又は貸与の字句は不要の方を抹消すること。
2 貸与の場合は、⑫・⑬欄は不要であること。

第3号様式（第6条関係）

只見町日常生活用具給付（貸与）決定・却下通知書

年 月 日

様

只見町長

印

只見町障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。
記

1 決定

給付番号	第 号	給付決定日 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		障害者 手帳番号	第 号
給付する用具名 (形式規模等を含む)			
納入業者名			
所在地	電話		
価 格	円		
給付等決定者等が 支払うべき金額	円	公費負担額	円
他法による給付		助成額	円
注 意 事 項	1 日常生活用具の給付等には、費用の一部を業者に直接支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。 2 給付等された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 3 上記に違反した場合には、当該給付等に要した費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。		

2 却下

理 由	
-----	--

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に只見町を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第4号様式（第6条関係）

只見町日常生活用具給付（貸与）券

1 給付等番号	第 号	2 給付券発行日 年 月 日	年 月 日
3 対象者氏名		4 生 年 月 日	年 月 日
5 居 住 地			
6 給付等決定者等		7 対象者との続柄	
8 給付等する用具 名型式・規模等		9 価 格	
1 給付等決定者 0 等が支払う額		1 公費負担額	
1 納入業者名 2			
1 納入業者住所 3		電話	
1 4 この給付券の有効期限			
給付等決定者等が業 者に提示する期限	年 月 日	業 者 の 公 費 支 払 請 求 期 限	年 月 日
上記のとおり決定する。 年 月 日 只見町長 印			
1 業 者 の 用 具 5 納入・取付の日	年 月 日	1 給付等決定者等 6 より受領した額	
1 納入業者名及び 7 受領年月日	業 者 名	印	
	受領年月日	年 月 日	
1 用具受領者氏名 8 及び印鑑	印	1 検収者	職 名 氏 名
2 0 その他特記事項			

注 本表は、15～17 までは納入した業者が、18 は受領者が記入すること。それ以外の欄については、町で記入

第5号様式（第11条関係）

只見町日常生活用具貸与取消通知書

年 月 日

様

只見町長

印

只見町障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

貸 与 番 号	第 号	貸与取消 年 月 日	年 月 日
対 象 者 氏 名		障 害 者 手帳番号	第 号
貸 与 用 具 名 (形式規模等を含む)			
取 消 理 由			
注 意 項	貸与用具については、只見町長の指示に従い速やかに返還して下さい。		

教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に只見町長に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、只見町長に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に只見町を被告として（訴訟において只見町を代表する者は只見町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 6 号様式（第16条関係）

只 見 町 日 常 生 活 用 具 給 付（貸与）台帳

申 請 付 受 月 日	ケ ー ス 番 号	氏 名	居 住 地	手 帳 番 号 (等級)	障 害 区 分	品 名	給 付 貸 与 決 定 月 日	給付券 等 番 号	業 者 名	価 格	費 用 負 担 額	受 領 月 日	支 出 金 額	備 考
								給・貸		円	円		円	
								給・貸		円	円		円	
								給・貸		円	円		円	
								給・貸		円	円		円	
								給・貸		円	円		円	
								給・貸		円	円		円	
								給・貸		円	円		円	
								給・貸		円	円		円	
								給・貸		円	円		円	
								給・貸		円	円		円	